

障害者優先調達推進法に基づく優先調達について令和6年度実績について

【障害者優先調達推進法とは】

平成25年4月1日より、「国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（略称「障害者優先調達推進法」）が施行されました。

この法律は、国や地方公共団体、独立行政法人などが、障がい者就労施設などから物品や役務の調達を優先的に行うために必要な事項を定め、障がい者就労施設などが提供する物品や役務に対する需要を高めるとともに、働く障がい者の方々の自立の促進に資することを目的としています。

【利根町の調達方針】

この法律では、市町村においても独自の調達方針を定めることが義務付けられているため、利根町でも平成25年度からその方針を定めているところです。

この方針の中では、毎年の調達目標額を定めたうえで、その実績を年度終了後に公表することとしているため、ここで利根町の令和6年度調達実績を公表します。

【令和6年度の調達実績】

○調達目標額：20,000円以上

○調達実績額：18,000円

○調達実績の内訳

物品・役務等	金額（円）
飲食物	13,200
小物雑貨	4,800
合計	18,000